

新城市市の花・市の木等選定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 新城市の合併5周年を記念し、新城市の「市の花」及び「市の木」等（以下、「市の花等」という。）を選定するため、新城市市の花・市の木等選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、市長からの諮問により市の花等を選定し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内で組織する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 地域審議会が推薦する者

(2) 新城市の自然環境、風土に関する知識を有する者

3 委員会には、アドバイザーを置く。

4 アドバイザーは、鳳来寺山自然科学博物館長とする。

5 アドバイザーは、委員会に出席し、市の花等の選定に関して、意見を述べることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告を終了した日をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、委員、アドバイザー以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。